

## 令和6年度 第1回加東市空家等対策審議会次第

日時：令和7年3月24日（月）午前10時～

場所：加東市役所庁舎5階 501会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 会長あいさつ

4 副会長選出

5 協議事項

(1) 特定空家等の認定について

ア 特定空家等の認定について

イ 老朽空家判定報告について

(2) その他

5 閉 会

【会議資料】

資料 1 . . . . 特定空家等の認定について

資料 2 . . . . 老朽空家判定報告について

資料 2 - 1 調査番号 1

資料 2 - 2 調査番号 3

資料 2 - 3 調査番号 5

資料 2 - 4 調査番号 7

資料 2 - 5 調査番号 10

参考資料（加東市空家等対策計画より抜粋）

## 空家関係補助制度一覧

制度名	加東市老朽危険空家除却支援制度	加東市老朽空家除却支援制度
目的	<p>老朽危険空家の除却に要する費用の一部を補助することにより、老朽危険空家の除却を推進し、地域の安全と安心の確保並びに住環境の維持及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>※「老朽危険空家」とは、1年以上使用されていない居住用の建物で、老朽化により周囲に危害を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>老朽空家の除却に要する費用の一部を補助することにより、老朽空家の除却を推進し、地域の安全と安心の確保並びに住環境の維持及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>※「老朽空家」とは、1年以上使用されていない居住用の建物</p>
補助率	<p>空家の除却工事費の2/3 上限1,332千円</p>	<p>空家の除却工事費の1/6 上限 333千円</p>
補助対象者	<p>①空家等の所有者又は管理者 ②空家の法定相続人</p>	<p>①空家等の所有者又は管理者 ②空家の法定相続人</p>
要件	<p>①木造住宅であること。(鉄骨造やRC造などの非木造住宅は対象外) ②空家不良度測定基準の評点が100点以上である空家 ③空家等対策の推進に関する特別措置法及び加東市空家等の適切な管理に関する条例の規定に基づく、指導又は助言を受けている特定空家等</p>	<p>①昭和56年5月以前に建てられた木造住宅であること。(鉄骨造やRC造などの非木造住宅は対象外) ②空家不良度測定基準の評点が100点未満のもの</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家の除却に当たっては、同一敷地内の立木や倉庫、塀なども全て除却し、更地にすること。(費用は補助対象外)</li> <li>空家の家財道具の撤去、搬出又は処分費用は補助対象外</li> <li>過去に本事業の補助金を受けたことがないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家の除却に当たっては、同一敷地内の立木や倉庫、塀なども全て除却し、更地にすること。(費用は補助対象外)</li> <li>空家の家財道具の撤去、搬出又は処分費用は補助対象外</li> <li>過去に本事業の補助金を受けたことがないこと。</li> </ul>

<p>制度名</p>	<p><b>加東市空家等家財処分支援制度</b></p>
<p>目的</p>	<p>空家等の家財処分等に要する費用の一部を補助することにより、空家バンクへの登録を促進することで空家等の有効活用（売却や賃貸）を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。  ※「空家バンク」とは、空家等の賃貸又は売買を希望する所有者等から申込みを受けた情報を移住、定住等を目的として、空家等の利用を希望する者に対し、情報を提供する制度</p>
<p>補助率</p>	<p>次の補助対象経費の1/2 上限10万円  ①空家等の家財の処分に係る費用  ②空家等又はその敷地内の清掃に係る費用  ③空家等の敷地内の樹木の伐採、草刈等の環境整備に係る費用</p>
<p>補助対象者</p>	<p>所有者等（空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の賃貸又は売買を行うことができる者）</p>
<p>要件</p>	<p>①加東市空家バンクに登録があること。</p>
<p>その他</p>	<p>・過去に本事業の補助金を受けたことがないこと。</p>